

2024

大阪公立大学 法科大学院



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

<https://www.omu.ac.jp/lawschool/about/>

QRコードからも
アクセスできます。



大阪公立大学 大学院法学研究科

2023年6月



LAW SCHOOL
Osaka Metropolitan University



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

都市で学ぶ、都市から学ぶ

市民のための法律家の養成を目指して



最大規模の公立大学

大阪公立大学法科大学院は、2022年4月、

大阪市立大学法科大学院の伝統を受け継ぎ、再出発しました。

これまでと変わることなく、公立大学ならではの少人数教育により、

真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

Contents

目次・ご挨拶	01
カリキュラム	02
理念・目的	04
3つの履修モデル	05
教員と担当科目	06
ロースクール在学生の日常	07
修了生からのメッセージ	10
施設	11
サポート	12
都市で学ぶ、都市から学ぶ	13
学生受入方針と入試	14
入試概要	15
学費・奨学金等	16
キャンパスマップ	17



大学院法学研究科長・法学部長

鶴田 滋 (民事訴訟法)



大阪公立大学法科大学院は、2022年4月に大阪公立大学の開学とともに設置されました。大阪公立大学法科大学院は、2004年に設置され、小規模の法科大学院でありながら325名の司法試験合格者を輩出した、大阪市立大学法科大学院の伝統を引き継ぎ、大阪府立大学の教員を加えこの伝統をさらに発展させます。

大阪公立大学法科大学院は、大阪市立大学法科大学院の伝統を承継し、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。本法科大学院の特色としては、具体的には次の3つが挙げられます。

第1に、1学年の定員を30名とする小規模の大学院であることから、教育についてのサポート体制が充実しています。必修科目の授業においても学生と教員がゼミのように気軽に議論や質問をすることができる環境にあります。正規の授業外においても、弁護士として活躍する大阪市立大学法科大学院の修了生が、アカデミック・アドバイザーとして、日頃の学習方法や法律書作成の技法などについて、学生に対して懇切丁寧に指導にあたります。

第2に、早期合格へのサポート体制も充実させます。大阪市立大学法学部および大阪公立大学法学部は「法曹養成プログラム」を設けており、このプログラムを優秀な成績で修了した学生は、3年で早期卒業をすることができます。これにより、大学入学から最短5年で法曹の資格を取得することができます。

第3に、修了までに必要な金銭的負担についてもサポートします。大阪公立大学では、法科大学院生に対しても、他の研究科の博士前期課程に入学する学生と同様に、授業料減免の措置がとられます。さらに、成績優秀者に対しては、奨励金制度を設けています。

以上のように、われわれは、志を高くもって法曹を目指すとする皆さんを、最大限にサポートして参ります。経歴や年齢は問いません。皆さんの挑戦を心待ちにしています。

大学院法学研究科法曹養成専攻長

森山 浩江 (民法)



大阪公立大学法科大学院は、大阪市立大学法科大学院からバトンを受け継ぎ、2022年に誕生しました。この法科大学院が「真のプロフェッションとしての法曹」の養成を目指すことについては、大阪市立大学において設立された2004年から、変わるところがありません。

そして現に、この前身たる法科大学院からは、真のプロフェッションと呼ぶに値する数々の法曹が輩出し、社会においてそれぞれの貴重な役割を果たしておられます。

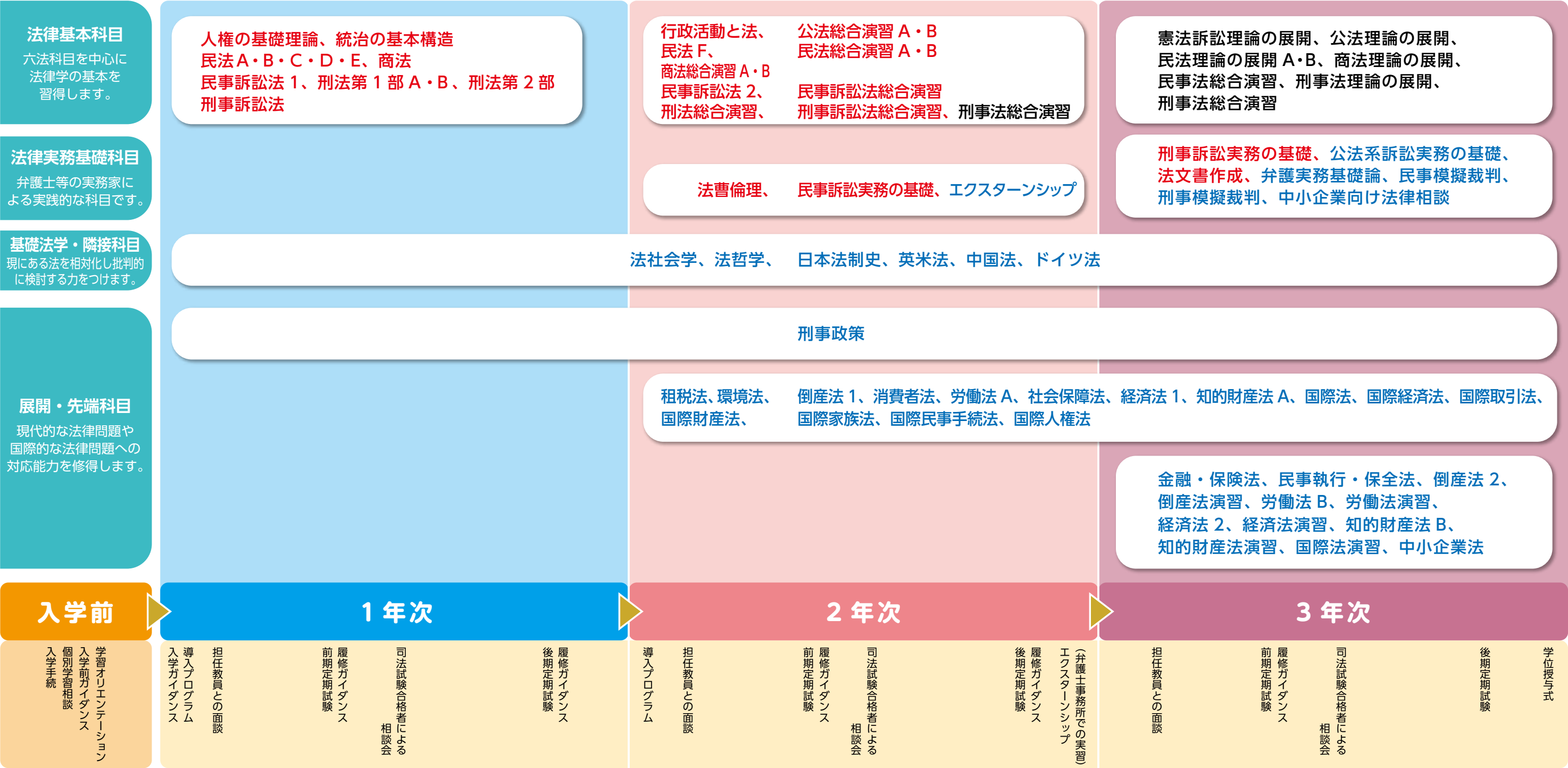
「真のプロフェッションとしての法曹」とは、法律の専門的な知識や技能を修得しさえすれば達しうるものではないでしょう。どのような領域でも、真のプロフェッショナルは、その専門家でなければできない仕事を成し遂げることを誇りとするとともに、それを行うことを社会における自らの使命とする高い自覚を持ち、この使命をよりよく果たすための日々の努力を怠ることがありません。法律の世界においては、専門的な知識や技能をもちろん要しますが、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、そして社会のために困難な仕事を遂行しようとする志を持ち、実定法の技術的な解釈に終始することなく、現にある法を相対化し批判的に検討する能力をも備えることが求められます。

そのためにはまず、自らが法曹になって何を成し遂げたいのか、考えてみてください。それは、日本に、また法律の分野にとどまらない広い視野という横軸と、歴史という縦軸を持ち、社会と人間に対する鋭く深い洞察力をもって初めて、像として浮かび上がってくるものでしょう。この像を胸に、強い意志をもって学んでいただきたいと思います。

その学びにおいては、漠然とした「勉強」だけで道が開けるものではありません。法曹は、人を相手にする仕事です。そして、法学には唯一絶対の解もありません。授業やゼミで教員や同輩と、先輩弁護士であるアカデミック・アドバイザーと、また自主勉強会では学生間で、多くの視点を吸収してゆく機会を持つことが、遠回りのようで実は一番確かな道なのです。本法科大学院は、学生間も、学生と教員の間も、隔たりの小さいところです。真のプロフェッションとしての法曹を目指すために必要なものは、すべて備えています。皆さんの夢に向かって、本法科大学院の扉をたたいてみてください。

カリキュラム

注) 赤字は必修科目、青字は選択必修科目、黒字は自由選択科目



カリキュラムは、1年次で法律基本科目について徹底的に学習したうえで、2年次と3年次には、その学習成果をより一層深めるとともに、多様な法分野に発展させていくという積み上げ型で構成されています(3年標準型)。ただし、入学時に既に十分な法学の知識を修得していると判定された者については、1年次に配当されている必修科目33単位等の履修が免除され、2年次配当科目から履修することができ、2年間で修了することが可能です(2年短縮型)。



【進級要件単位数】

1 年次生
 必修科目 33 単位のうち 27 単位

2 年次生
 必修科目 28 単位のうち 22 単位

【修了要件単位数】

法律基本科目	必修科目	57 単位 (2 年短縮型は 24 単位)
法律実務基礎科目	必修科目	8 単位
	必修科目以外から	4 単位選択必修
基礎法学・隣接科目		4 単位選択必修
展開・先端科目		14 単位選択必修
※ただし法曹養成専攻の規程で定める選択科目を 4 単位以上含まなければならない。		
履修した上記の科目以外の科目		10 単位*
※ただし法律基本科目以外の科目を 2 単位以上含まなければならない。		



大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別されます。

大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

目的 ～真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指して～

- ◆ 新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければなりません。
- ◆ 実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければなりません。
- ◆ 人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければなりません。

理念・目的を実現するために、学生一人ひとりの特性に配慮した、きめ細かく徹底した少人数教育が可能な教育体制の下で、3つの履修モデルに沿った多彩な科目を提供しています。

1 企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル	2 社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル	3 グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル
商法理論の展開 中小企業向け法律相談 金融・保険法 経済法1 知的財産法A 知的財産法B 知的財産法演習 中小企業法 弁護実務基礎論 民事模擬裁判 英米法 中国法 民事執行・保全法 倒産法1 倒産法2 国際民事手続法	刑事法総合演習 刑事模擬裁判 刑事政策 社会保障法 労働法A 労働法B 国際人権法 公法理論の展開 弁護実務基礎論 法社会学 法哲学 環境法 消費者法 倒産法1 倒産法2 国際家族法	国際法 国際経済法 国際取引法 国際財産法 国際家族法 国際民事手続法 国際人権法 商法理論の展開 弁護実務基礎論 民事模擬裁判 英米法 中国法 ドイツ法 環境法 金融・保険法 経済法1

選択必修・自由選択科目

必修科目

人権の基礎理論 民法A・B・C・D・E・F 法曹倫理 民事訴訟実務の基礎 刑事訴訟法	統治の基本構造 民法総合演習A・B 法文書作成 刑法第1部A・B 刑事訴訟法総合演習	行政活動と法 商法 民事訴訟法1・2 刑法第2部 刑事訴訟実務の基礎	公法総合演習A・B 商法総合演習A・B 民事訴訟法総合演習 刑法総合演習
--	--	--	---

教員と担当科目

研究者専任教員

- ◆ **渡邊 賢 教授(憲法)**
人権の基礎理論、統治の基本構造
公法総合演習A(憲法訴訟論)
憲法訴訟理論の展開、公法理論の展開
- ◆ **杉本 好央 教授(民法)**
民法A(総則・物権総論)
民法B(債権総論)
民法理論の展開B
- ◆ **三島 聡 教授(刑法・刑事訴訟法)**
刑法第2部(各論)、刑事訴訟法総合演習
刑事法理論の展開
- ◆ **重本 達哉 准教授(行政法)**
行政活動と法
公法総合演習B(行政救済論)
- ◆ **小柿 徳武 教授(商法)**
商法(企業組織法)
商法総合演習B(企業取引法)
商法理論の展開
- ◆ **金澤 真理 教授(刑法)**
刑法第1部A(総論・犯罪論および刑罰論の基礎)
刑法第1部B(総論・犯罪論の展開)
刑法総合演習
刑事政策
- ◆ **森山 浩江 教授(民法)**
民法D(法定債権)、民法F(家族法の基礎)
民法総合演習A、民法理論の展開A
- ◆ **鶴田 滋 教授(民事訴訟法)**
民事訴訟法1(判決手続の基礎)
民事訴訟法2(複雑な訴訟・上訴)
民事訴訟法総合演習
- ◆ **王 晨 教授(アジア法)**
中国法

実務家教員

- ◆ **原田 裕彦 特任教授(民事法)[弁護士]**
法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、民事模擬裁判
エクスターンシップ、中小企業向け法律相談
中小企業法
- ◆ **仲田 哲 特任教授(民事法)[弁護士]**
民事法総合演習(実務民事法総合演習)
民事執行・保全法
- ◆ **山本 健司 特任教授(民事法)[弁護士]**
法文書作成
弁護実務基礎論(ロイヤリングを中心に)
- ◆ **松村 信夫 特任教授(民事法)[弁護士]**
知的財産法A、知的財産法B、知的財産法演習
中小企業法
- ◆ **高見 秀一 特任教授(刑事法)[弁護士]**
刑事訴訟法総合演習、刑事訴訟実務の基礎
刑事模擬裁判
- ◆ **杉本 吉史 特任教授(刑事法)[弁護士]**
刑事法総合演習
刑事訴訟実務の基礎
- ◆ **溝渕 雅男 特任教授(民事法)[弁護士]**
倒産法1、倒産法2、倒産法演習
- ◆ **塩見 卓也 特任教授(民事法)[弁護士]**
労働法A、労働法B、労働法演習

研究者兼担教員(*の教員は法曹養成専攻運営に関与)

- ◆ **坂口 甲* 准教授(民法)**
民法C(契約法)、民法総合演習B
- ◆ **藤井 徳展* 准教授(民法)**
民法E(担保法)、民法総合演習B
- ◆ **高橋 英治* 教授(商法)**
商法総合演習A(企業組織法)、中小企業法
- ◆ **松倉 治代 准教授(刑事訴訟法)**
刑事訴訟法
- ◆ **阿部 昌樹* 教授(法社会学)**
法社会学、中小企業法
- ◆ **安竹 貴彦 教授(日本法制史)**
日本法制史
- ◆ **勝田 卓也* 教授(英米法)**
英米法
- ◆ **守矢 健一 教授(ドイツ法)**
ドイツ法
- ◆ **酒井 貴子 教授(租税法)**
租税法、中小企業法
- ◆ **川村 行論* 准教授(社会保障法)**
社会保障法、中小企業法
- ◆ **淵川 和彦* 准教授(経済法)**
経済法1、経済法2、経済法演習
- ◆ **桐山 孝信 特任教授(国際組織法)**
国際法、国際人権法
- ◆ **高田 倫子* 准教授(行政法)**
- ◆ **国友 明彦* 教授(国際私法)**
国際財産法、国際家族法、国際民事手続法
- ◆ **根本 到* 教授(労働法)**

兼任講師

- ◆ **松戸 浩[立教大学大学院法務研究科]**
公法理論の展開
- ◆ **山下 侑士[共栄法律事務所]**
公法系訴訟実務の基礎
- ◆ **小原 正敏[きっかわ法律事務所]**
中小企業向け法律相談
- ◆ **早川のぞみ[桃山学院大学法学部]**
法哲学
- ◆ **平 寛[大阪市立大学名誉教授]**
国際取引法
- ◆ **村上 幸隆[土佐堀法律事務所]**
中小企業法
- ◆ **中原 茂樹[関西学院大学司法研究科]**
中小企業法
- ◆ **高田 昌宏[早稲田大学法学大学院]**
民事訴訟法総合演習
- ◆ **辰田 昌弘[辰田法律事務所]**
民事模擬裁判
- ◆ **草尾 光一[草尾法律事務所]**
中小企業向け法律相談
- ◆ **曾和 俊文[関西学院大学名誉教授]**
環境法
- ◆ **石田 眞得[関西学院大学法学部]**
金融・保険法
- ◆ **岡本 岳[岡本・豊永法律事務所]**
中小企業法
- ◆ **赫 高規[関西法律特許事務所]**
中小企業法
- ◆ **川崎 英明[関西学院大学名誉教授]**
刑事法理論の展開
- ◆ **高橋 幸平[梅田総合法律事務所]**
民事模擬裁判、中小企業向け法律相談
- ◆ **道上 達也[北門総合法律事務所]**
中小企業向け法律相談
- ◆ **坂東 俊矢[京都産業大学法学部]**
消費者法
- ◆ **生熊 長幸[大阪市立大学名誉教授]**
中小企業法
- ◆ **和久井 理子[京都大学大学院法学研究科]**
中小企業法
- ◆ **高橋 眞[大阪市立大学名誉教授]**
中小企業法

ロースクール在学生の日常



参加者氏名

- ◆ **黒岩 太一**
(3年 既修(司会))
- ◆ **川瀬 由真**
(2年 未修)
- ◆ **樺沢 侑作**
(2年 既修)
- ◆ **杉山 大介**
(1年 未修)

【志望動機・クラスの雰囲気】

黒岩→大阪公立大学のロースクールへの志望動機とロースクールの印象をお願いします。

川瀬→志望動機は、未修で入学することになったので、学費が安かったことが一番大きいです。他の大学院も受けていたのですが、そこが一番の決め手になったと思います。
実際に入ってみてからの雰囲気は、和気あいあいとしていて、居心地が良いです。学年の人数が少ないので、すぐにみんなと仲良くなることができたと思います。

樺沢→僕は学部がこの大学だったのでロースクールも同じ環境で学びたいなと思ったのがきっかけです。学部の法曹養成プログラムという制度の中でロースクールの授業を受けた時に、その授業がとても分かりやすかったので、このロースクールで学びたい、と決めました。雰囲気ですが、小人数の授業なので先生に質問をしやすいのは勿論のこと、授業でわからない点があっても、みんなで話し合う事ができるので、とてもいい雰囲気だなと思っています。

杉山→僕は直前まで社会人をやっていて、大学生に戻るのが久しぶりということと、生徒数の多い大学院になじめるかどうかにも不安だったので少人数制のところでやってみたいというのがありました。入ってみての雰囲気ですが、少人数制の丸となってやれる雰囲気があって、とても勉強しやすい環境だなと思っています。授業も、未修の学生に対して丁寧に行って頂いているなという印象があり、勉強の仕方も含めて、自分がペースメーカーになって進めていけるので結構充実しています。

黒岩→志望動機ですが、一番は市大の学費が安かったこと、その中でも公立大学ということもあって大阪府からの支援が手厚かったのです。実際に大阪府の授業料減免の制度を受けて授業料が免除され通えているというのがあります。入ってみての雰囲気ですが、司法試験を目指しているのもっと殺伐とした雰囲気があるのかな、と思っていたのですが、少人数ならではのアットホームな感じです。かといってグループで固まり分断される、ということもなくみんないい雰囲気で学校生活を送れている、と

いう印象です。

【授業】

黒岩→では、ロースクールの授業についてお聞きしたいと思います。

川瀬→1年次生の時は講義形式の授業が多く、未修で法律の知識もすっかりと入っていない状態だったので、講義形式で頭に入れることが出来て良かったかなと思います。2年次生に上がってからは、講義形式よりも双方向型の授業が増え、当てられたり発言する機会も増えたので、緊張感が増したかなと思います。けれど先生も他の学生の方も何とかみ取ってくれようとしてくださり、自分の発言もうまく聞き取ってもらえ、授業に参加できている実感を得ています。

樺沢→僕は性格的に緊張することも多いのですが、先生方も優しい方が多く、解答に詰まったり緊張しすぎて自分でもわからなくなったり、言葉がたどたどしくなった時でも、フォローしてくださるので、とてもありがたく思っています。また授業時間内だけでなく時間外でも質問に応じてくださったりするので、それもありがたいです。

杉山→1年次生では法律科目の基礎知識を講義で受けています。予習が必須の授業になっていて先生からの質問を双方向の形で受けることがあるんですが、言葉に詰まったりどう表現したらよいかわからなかったりしても基本的には先生がフォローしてくださるので、安心して学べます。予習段階でわからないことは授業で解説してくださり、初学者に向けて、こういったところは詰まるな、というように分析して講義してくださっている印象を受けます。授業以外のフォローについてなんですが、1年次生は授業でインプットしたことをアウトプットする機会がまだない中、テストに向けて、ゼミを組んだりして答案練習をしています。それを披露しないと効果的ではないので、先生にお願いしてみるんですが、どの先生方も快く引き受けて見てくださいます。わざわざ研究室で解説してくださったりもします。とても手厚いかなと思います。

黒岩→僕は一応ある程度法律を分かったという前提の下、既修で入学しました。正直法律的な知識というのはあまり足りてなくて、授業も先生からの質問や、事前に出される予習課題とかもわからないことが多かったんですが、頑張っただけで食らいつきました。先生に授業内で指摘してもらったりを繰り返すことで勉強になりました。2年次生ではそういった双方向型の演習系の授業が多かったです。3年次生ではより実務に向けた授業も増えてきて、特に良いなと思ったのが、市大出身の弁護士としてかなり活躍されている先生方が教えてくださるっていう点です。現場の生の情報、意見を聞けるのでそこは良い機会を提供してもらえていると思います。

【アカデミックアドバイザー】

黒岩→アカデミックアドバイザー(A.A)という制度があるんですが、それについていかがでしょうか？

川瀬→AAには1年次生の時からなるべく参加するようにしています。答案を書くのがあまり得意じゃないので後回しにしがちなんですが、AA参加では答案を出す必要があるんで、答案を書くきっかけがAAだということになっているのかなと思います。実際に司法試験に合格した方から答案添削してもらえる機会なので、教授に依頼したのとはまた違った感じで添削していただい、ありがたい制度だなと思います。自分でもそれを活用できているかなと思っています。

樺沢→僕はまだアカデミックアドバイザー制度には参加したことはないんですが、周りの話を聞いていると、細かな点まで答案を見て教えてもらえるようです。学期が始まる前にアンケートを取って、どういうところをフォローしてほしいか等しっかり聞いてくださり、とても良い制度だなと思っています。

杉山→僕はアカデミックアドバイザーの制度は利用しています。答案を書くにあたって、未修で法律科目に全く触れてこなかった人からすると、論述式で何を書くかということが本当に何もわからない状態から入るので、最初のAAの授業の時に先生からレジュメをいただきそれを見て初めてこんな風に書くんだと知ったんです。こういった機会じゃないと聞けなかったなと思いました。AAは基本的に参加が任意なのでより少数で行われ、ある意味融通が利くんです。わからない点を聞いてすぐ回答が得られ、時間があればもっと質問を受け付けてくれる。その場で全部解決してもらえる、それがすごくありがたいんです。試験のテクニック的なところはまだ僕らの知識が進んでいないのですが、あとあと、あ、そういう事なんだという風に生きてくることがあるんじゃないかと思うので、今入手できたレジュメなども取っておこうと思っています。

黒岩→僕が2年次生の時は、すべてに参加はできなかったんですが、もっと受講していたらよかったなと思っています。担当してくださっている弁護士の先生が司法試験の経験者ならではの対策的な観点から話をしてくださるので、教授の学術的な観点からとはまた違った答案のテクニック的なところを指摘してくださり、とても勉強になります。実際添削していただき、これダメ、あれダメと言われるのも自分の成長につながりました。3年次生のAAはまた少し違い、その場で1対1で添削していただき、評価をもらうやり方です。目の前で弁護士の先生に答案を見てもらえる機会はそうそうないですし、先生からの質問に対してちゃんと説明できていなければ、上手く表現できていなかったんだとわかるし、そもそも理解できていなかったことを肌で感じられる。

特に3年次生向けAAはダメな点が痛感できるという良さがあります。

【エクスターンシップ】

黒岩→では次はエクスターンシップについてお聞きしたいと思います。エクスターンシップは2年生後期の春休みに10日程度、市大出身の弁護士事務所に訪問して研修させていただく制度です。例えば裁判所に付き添って行き、傍聴席で見させてもらう。あるいは法律相談に同席させてもらう。そういった弁護士の実務を体験させていただける制度です。

杉山→その参加というのは任意ですか？

黒岩→そうです。任意です。授業の一環なので。僕の代では6割くらいの方が取っていたと思います。僕がお世話になった先生は、交通事故を多く扱う先生だったので、保険会社とのやり取りも見ることが出来、またその進め方を見て、より、弁護士になりたいと思ったわけですけど。また担当の弁護士だけではなく、その先生が忙しい時はほかの弁護士の方にも面倒を見てもらいました。課題を出してほしいと自分から先生に頼み、課題を出してもらったりもしました。とても貴重な経験が出来たと思いますしモチベーションに繋がったと思います。ぜひ皆さんには参加してほしいなと思います。

川瀬→入学した時から、希望者は全員エクスターンシップに行けると聞いていました。実際に勉強したことを実務にどういった形で使えるのか見れる機会だと思っていたので行きたかったのですが、今年から在学中受験の関係で、时期的に微妙だなと思い今回は見送ることにしました。でもなかなかない機会だと思うので、行ける人はぜひ行ってほしいです。

樺沢→僕は勉強の負担を考えると今回エクスターンシップは取っていませんが、実際にどう事件を処理しているかとか、講義では学べないこと、教科書ではわからないことを実際に現場で学べる機会なのかなという印象を受けたので、受けるべきだったのかなとちょっと後悔しています(笑)。

杉山→僕は残念ながら知らなかったです。全員参加できるんですね。こういうのって普通抽選があったりしますよね。話を聞いて魅力的に感じました。色々話を聞いて憧れを抱いて僕はここに居るわけですが、実際の弁護士実務ってそう簡単に見に行けるものでもないし、人の人生がかかっていることなので、それを間近で見れる制度というのはいいなと思います。ぜひ行ってみたいなと思います。

【自習室と資料室】

黒岩→大阪公大の施設・設備についてお聞きします。

川瀬→私は結構家と自習室と図書館をその時の気分に合わせて使い分けています。学部では自習室はなかったんで家と図書館くらいしか選択肢はなかったんです。自習室に行くと、勉強している人が目に入るので、やる気が出ます。机も大きく、集中して勉強できる環境です。

樺沢→一人一人のスペースがあって、引き出しもあって。授業時間の隙間時間に予習復習もでき便利だなと思います。資料室は図書館にないような本や過去問がおいてあるので、テスト前や報告資料を作るときに気軽に行って便利だなと思っています。

杉山→僕は基本的に自習室でしか勉強しないという態勢をとっています。気が散るし、図書館も結構周りの人が気になるので集中できないんです。だから僕にとっては最適な環境です。パーテーションで区切られていて、机も広く使え、荷物も置けます。基本的には教材すべてを自習室において、通学には電車内で読む本だけを持っていく、というスタイルです。家に帰ると飯食って風呂入って寝る(笑)という感じです。そして大学では勉強する。それが今自分にとって丁度よく、自宅、大学とメリハリがついていて、そんな勉強の仕方もある設備が整っている、というのがすごく良いなと思っています。周りの人の頑張りも見えるし、刺激ももらえている良い環境だと思います。

黒岩→僕も勉強は自習室でします。一番の良さは、人がいること。わからないことがあったら人の勉強の邪魔をしているかもしれませんが(笑)僕はよく質問をしたりしています。学生同士なのでそのやり取りが刺激にもなり、コミュニケーションを図ることで、相手のわからないことも聞け、自身の勉強につながることもあるので、自習室の存在がプラスになっているなと感じます。資料室もすごく教材がそろっています。司法試験に必要な市販の演習本とか教科書、基本書が網羅されています。法律の本は買うと高いので、それを無料で見られる場所がそこにあるというのは非常にありがたいと思っています。

【将来、目指す法曹像】

黒岩→将来、目指す法曹像について、希望進路も含めてお伺いしたいと思います。

川瀬→私は、弁護士を志望しています。学部生の時にインターンで弁護士事務所に行ったことがあって、厳格で怖いイメージがあった弁護士の方々が実は優しくて依頼者に寄り添って話を聞かれていたのが印象的でした。自分も将来そんな弁護士になりたいと考えています。

樺沢→僕は実は何も考えず法学部に入ったんです。法律について勉強していくうちに、法律って面白いと関心を持ちました。大学受験でもあがり症で緊張したんですが、家族も含め周りのサポートがあって今ここで勉強できています。周りの人たちを法律をもって支えてあげられるような弁護士になりたいと思っています。

杉山→僕はもともと人の役に立てる仕事がしたいと漠然と思っていたんです。法治国家で生きていくうえでは法律に準拠して生きていくわけですが、何か紛争が起こった時に法をもって解決するという枠組みの中で、法曹という仕事が直接的に役に立てる仕事なんだなと経験を通して思い知ったことがあったんです。それで法曹、弁護士を目指したいと思いました。僕は一回エンターテインメント業界で社会人を経験しています。僕の中ではもう少し根源的なところで人の役にたつ、この人なら何とかしてくれるというところに身を置きたいという思いがあり、弁護士という職業がそれに一番近いのではないかなと思いました。

黒岩→僕も弁護士志望ですけど、信頼されて頼りやすい弁護士になりたいと思っています。もともと中学生の頃より弁護士になりたいとは思っていません。大学では海外にボランティアを派遣するサークルに入っていました。ひとりのチームリーダーが言っていたのが、みんなから頼られやすいリーダーになりたいと。僕は人見知りなところもあるんですが、確かにそのリーダーにはしゃべりやすく頼りやすかった。実際に人に頼るって難しいことだと思

うんです。自分で何とかしようと思いがちですが、そういう時に頼ろうと思える人って意外と少なく。先ほど話したエクスターンシップでも経験しましたが、依頼者が弁護士の先生を頼ってあれもこれも聞いてほしいという様子から、この先生は日ごろから保険会社やクライアントとコミュニケーションを図っている中で、頼られやすい信頼関係を築いてこられたんだなと感じました。これらのきっかけもあって、頼られやすい弁護士になりたいと思っています。

【遠隔授業】

黒岩→最後にコロナ禍の遠隔授業についてお願いします。

川瀬→私の場合、1年次生の途中から遠隔授業になりました。後期からは対面でした。授業の内容的には遠隔でもそんなに大きな差はなかったかな、という印象です。録音を聞くこともしましたが、リアルタイムでZoomで行われる授業も多かったんで、質問することもできました。録音を聞く場合でもメール等で質問もでき返信も早くいただけたので対面と大差はなかったかなと思います。

樺沢→僕はロースクールでは遠隔授業を経験したことはないのですが、学部の2回生からはほとんどがオンラインで行われました。大学に登校せずに活動範囲も家の周りだけになって、もう戻れないかなと思った時もありました。ロースクールは対面だとわかり春休みは不安になりましたが、実際に対面を経験すると生の会話、先生との質疑応答もすぐでき、自分は理解できたのか理解していないのかなど、遠隔授業で気付かなかったことに気付いたりもして良かったです。またZoom授業で質問した時もわかりやすく説明いただいたのでそれなりにメリットもあるなと感じました。

杉山→僕は一度も遠隔授業を受けたことがないのですが、これからは遠隔授業もあると思います。対面と遠隔、それほど違いがあるのかなと思っています。遠隔だからむしろ人によってはメリットの方が大きいのではと考えています。忘れ物もない、遅刻も減る。僕的にはネットワークを介した授業はもう少し増えてもいいのかなとも感じています。質問のある人に対してもしっかりやり取りもでき楽なのではないかと。画面共有で図示ができ、対面授業において口で説明するより説明しやすかったりもしますし、効率化の面でももう少し拡大利用もできるのではないかなと思っています。対面、遠隔どちらも良いと思います。

黒岩→コロナ禍の遠隔授業は、メリット、デメリット、両方あったと思います。デメリットはずっと家にいるということ。僕は既修で入って遠隔授業だったので、同じ学年の人とあまり話す機会もなく過ぎており、多少寂しさもあり残念でした。メリットは、先生方も遠隔授業についてはとても工夫を凝らしてくださっていて、双方向の授業がメインである演習系授業はZoomで行い質問も回して解答してくださいました。レジュメも平常より内容もしっかり書き込んだものを配布して対面できない部分をカバーしてくださったり。遠隔だから授業効果が落ちる、ということはありませんでした。緊張感があまりなかったのもそれはメリットなのかデメリットなのかは微妙なのかもしれませんが、入学当初はただでさえ授業というものに緊張しているので遠隔ということで多少は気軽に受けることができた、というのが有難かったなと思います。

すでに活躍されている修了生3名がメッセージをお届けします。

梅 啓 示

弁 護 士

私は大阪市立大学ロースクール既修者コースに入学し、2015年に卒業しました。同年の司法試験に合格し、現在は大阪で弁護士をしています。

本校の最大の特色は少人数制のロースクールであるという点だと思います。少人数であるため、教授の先生方や実務家教員の先生方と頻繁に議論することのできる環境があります。また、人数が少ないために学生同士も仲良くなりやすいと思います。その特性を活かし、同級生とゼミを組み、他の学生と積極的に意見交換、議論をする等したことが実力向上に非常に役立ったと感じています。

このようなロースクールで得られる交流は、ロースクール卒業後にも活かされています。私は、司法試験の合否を問わず、現在でも同級生との交流があり、特に弁護士をしている同級生とは頻繁に連絡を取り合い、情報交換をする関係が築けています。

ロースクールでは、同級生や先生方との深い関係を築くことができる環境が整っています。入学される皆様がこれから出会う同級生と高め合い、法律家への一歩を踏み出されることを陰ながら応援しております。

谷 麻 紗 子

弁 護 士

私は、令和2年12月より、大阪で弁護士として働いています。

本校が少人数制であったことから、在学中は、同期のみならず先輩・後輩とも交流があり、勉強方法など受験に関する有益な情報を教わったり、時には楽しく雑談したりする機会が多かったです。また、同期とは、ゼミを組んで問題を解いたり議論をしたりして互いに切磋琢磨する中で、気心も知れ、非常に充実した日々でした。

このように深く交流する関係を得られたことが、辛い受験生活を乗り越えられた最大の要因だと思っています。司法試験は自分との戦いでもあります。気心の知れた仲間が居ることで、しんどさを乗り越えられたことも多かったです。弁護士になった今、一般民事や刑事事件など様々な事件を取り扱っていますが、同期とは特に連絡を取り合っていて、未知の分野に遭遇した時などは、法曹内外問わず助言を求めたりなど、相変わらず救われています。

皆さんが、公大ロースクールに入学された折には、本学だからこそ得られる気心の知れた仲間との充実した日々を経て、法曹など各界でご活躍される日が訪れますよう、心から応援しています。

山 本 祐 規 子

スズキ株式会社 コーポレート法務部

私は、市大ロースクール修了後、自動車メーカーに就職しました。入社して2年ほど、契約審査や法律相談対応等の業務を担当し、現在は、本社及びグループ全体に関わるコンプライアンス推進活動、社内研修の企画・運営や、ガイドラインの策定等の業務に携わっています。

企業の法務部員は、契約書や法律等の文言を適切かつ合理的に解釈し、法的な問題に対して妥当な解決策を示すことのできる専門家として、発言やアドバイスを求められます。その裏付けとなる知識や経験は、働き始めてから身についたものもあります。しかし、条文の趣旨から考えると、当事者それぞれの立場から考えてみるといった問題へのアプローチの仕方は、ソクラテス・メソッド方式の授業や先生方・学友との議論など、ロースクールでの学びの中で培われたものと感じています。

先生方と学生との距離が非常に近い公大ロースクールで勉強に打ち込んだ経験は、修了後、どのような分野で活躍されるとしても、必ずどこかで生きてくると思います。皆さんの充実したロースクール生活と修了後のご活躍を祈っています。

自習室



学生1人について、机(片袖付き)が整備され、両脇および対面の机との間には間仕切り(パーテーション)が設けられ、共用パソコンとプリンターが設置されています。また、各自のノートパソコンを持ち込み、自習室内に整備された無線LANによりインターネットを利用することができます。

演習室



演習科目のほとんどは、このような教室で授業を行います。1つの授業における学生数は30人程度の少人数で、ロースクールならではの双方向的または多方向的な議論による授業が行われています。

法曹養成専攻資料室



授業の予習・復習に必要な、基本書、法律雑誌のバックナンバー、判例集等を揃えた専用の資料室が設けられています。資料室には、ジュリスト等や、判例集・法令集のCD-ROM、DVDも配置されています。また、共用のパソコン、プリンター、複写機も設置されています。

杉本図書館



杉本キャンパスの図書館として、幅広い分野の学習用図書や研究用専門書を揃えています。閲覧座席は約1400席あり、勉強のスタイルに合わせて活用できる様々なスペース(個室、サイレントエリア、一人がけの閲覧席等)が充実しています。平日開館日は夜22時までご利用になれるほか、Webサービスで自宅からも各種手続きができます。

《授業料をサポート》

★特待生制度

学費の軽減を図るとともに、学生の学修意欲を高めることを目的に、特に成績が優秀であると認められる者に対して、授業料の全部または一部を免除する特待生制度を設けています。

《学習をサポート》

★アカデミック・アドバイザー制度

本学出身の若手弁護士から、正課の授業の補助としてさまざまなアドバイスを受けることができます。希望者を対象とするクラス単位の勉強会および個別の学習相談等を行っています。

《入学前から修了後までの様々なサポート》

★入学前サポート

1月の入学手続き時に、教員による個別相談を行います。3月上旬頃の新入生向け説明会では、法科大学院での学習をスムーズに始められるよう、授業や学習方法などについて説明します。本学出身の若手弁護士による学習オリエンテーションも行われます。

★履修ガイダンス

各学期の授業開始前に各担当教員による科目別ガイダンスがあります。授業の進め方等を説明します。

★導入プログラム

1年生向けには、入学直後に法律学習の前提となる知識・情報を修得する未修者向けプログラムを授業内で実施しています。2年生向けプログラムは、司法試験で必要とされる知識・能力と授業がどのような関係を持つかを明らかにします。このプログラムの受講によって、スムーズかつ効果的に授業を受けられるようになります。

★クラス担任制

学生1名につき2名の担任教員が配置されます。面談等を通じて、学習上の悩みや要望等について相談することができます。

★オフィス・アワー

授業時間以外でも個別に納得がいくまで質問することができます。学習相談にも応じます。

★司法試験合格者による相談会

司法試験合格者と交流を深める場です。合格者に学習相談すること等によって、学習の時間・内容・方法が、合格者の実際に行ってきた学習等と比べて、適切かどうか点検し、改善する契機となります。合格者が体験談を語り、その後、学生が個別に相談する形式です。

★法曹養成研修生制度

本専攻修了後、司法試験受験のため引き続き本研究科の学習支援の下で自学自習を希望する修了生に対し、所定の手続きを経ることで、学術情報総合センター、法曹養成専攻学習室、法曹養成専攻資料室、その他必要な施設等の利用を認めています。

★キャリアアドバイス窓口制度

社会のさまざまな分野で活躍する修了生から在學生や最近の修了生が進路についてのアドバイスを受けられる制度を2021年5月に発足しました。相談に応じるキャリアアドバイザーたる修了生には弁護士（法律事務所で働く者の他、企業等に勤務するインハウスローヤーも含む。）はもちろん、裁判官、検察官、さらに企業法務員、各種公務員等がいます。

エクスターンシップ

受講生が法律事務所に派遣され実習を受けることができます。法曹倫理の受講を終え、一通り基礎的な法律知識を習得した人が、その基礎知識が実務でどのように生かされているのかを体得することが目的です。3年生になる前の春休みに実施されます。受講生の引受先法律事務所を確保する必要がありますが、有恒法曹会のご協力により、開校以来希望者全員の受講が実施されています。

【履修者の感想】

- 手続の現場や書面を見ることによって、訴訟法の理解も進み司法試験にも直結する効果があるのだという実感があります。
- 事件の記録を見せていただいたり、実際に法廷に行ったり、相談に同席させていただいたりモチベーションがすごくあがりました。
- 今やっている勉強が実務で役立つなと思いました。
- 実際のイメージがわくようになって、こんなふうになりたいという目標ができた。

各種講演会

■ 中小企業支援法律センター講演会

2019年10月	働き方改革関連法について
2017年 7月	中小企業から見た働き方実行計画 ―残業規制を中心に―
2015年 7月	平成27年税制改正が中小企業に与える影響
2012年11月	最近の中小企業における労働問題 ―メンタルヘルスを中心として―
2010年11月	最近の中小企業における労働問題 ―残業・解雇問題等を中心として―
2008年12月	事業継承の最新ノウハウ
2006年10月	チャレンジする中小企業 中国ビジネスに必要な法知識 中小企業のライフステージと信用保証

■ ブリッジ企画

2022年10月	職場での人権侵害と格闘する弁護士
2021年10月	労働法の世界と弁護士の役割
2019年 4月	無罪に辿りつくために乗り越えるべき壁
2018年 4月	「債権法改正」と実務
2017年 4月	違法行政にどうやって立ち向かうか ―タクシー規制をめぐる行政紛争を素材に―
2016年 4月	無実の人が無罪判決を受けるまでの道のりに、 弁護士は何かができるか ―無罪判決の裁判員裁判を素材に―
2015年 4月	事件の真相に迫る ―何が彼女をそうさせたか？―
2014年 4月	知的ハンディキャップを負った青年の事件を担当して
2013年 4月	刑事裁判と法曹の役割



中小企業支援法律センター

2005年4月に「大阪市立大学中小企業支援法律センター」を開設し、法曹養成教育の一環として、有恒法曹会の協力のもと、中小企業の事業者の皆様を対象とした無料法律相談を実施しています。

相談場所は、アクセス至便な梅田の中心地です。

相談内容としては、売掛金の回収、商品の納入や仕入、金融機関からの融資、事業用不動産の購入や賃貸借、従業員の処遇、特許・商標・著作権の管理、外国企業との取引などにかかわる法的なトラブルなどです。

また、この無料法律相談をカリキュラムに取り入れ、中小企業に関連した法実務の現場で何が行われているのかを理解し、その法実務の現場において、法の素人にも理解可能なかたちで的確な法的アドバイスを与えることができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供しています。



有恒法曹会

有恒法曹会幹事長・弁護士 山本 健司

有恒法曹会は、大阪市立大学・大阪市立大学法科大学院出身の弁護士、裁判官、検察官などの法曹有資格者を会員とする団体、いわゆるOB・OGの会で、昭和の時代、1964年に40数名で発足し、現在の会員数は約800名に達しています。大阪弁護士会を中心に各地の弁護士会において、弁護士会会務や人権擁護など様々な分野でアクティブに活躍する会員が多く、ほかに、民間企業や行政分野でインハウスローヤーとして活躍されている方もおられ、勿論、裁判官や検察官として活躍されている会員も少なくありません。大阪地検初の女性検事正も有恒法曹会会員です。「大阪公立大学」への改称後も、その歴史と伝統はみなさんを含む将来の会員に引き継がれます。

有恒法曹会では、会員間の親睦にとどまらず、弁護士業務の拡大や質の高い業務提供に向けた連携・協力といった活動も積極的に行われていますが、大阪公立大学法科大学院の在學生及び修了生に対する支援・サポートがその最も重要な活動となっています。

具体的には、会員が所属する法律事務所でのエクスターンシップ受け入れや、会員が教員となって法科大学院教育に直接携わるだけでなく、論理的思考力や文章起草能力を高めるための特別演習の講師としてのアカデミック・アドバイザーやゼミ・答案練習指導等の指導、修了生指導等のスタッフとして、多くの会員が日々、在學生・修了生に向き合っており、積極的にサポート・支援活動を実践しています。特に、有恒法曹会会員によるこのような在學生・修了生のサポート・支援活動において特徴的なのは、在學生・修了生と指導スタッフとの間の緊密感が高いことです。これらのサポート・支援に関わる会員の多くは、在學生・修了生として先輩会員の熱心な指導を受けており、そこで培われ、身につけたものを後輩に還元したいという熱意に燃えている人々でもあります。

どうかみなさん、このような、先輩会員の熱意を、積極的に、「有効活用」していただき、司法試験合格をより確実なものとし、合格後は、有恒法曹会の一員として後進の在學生、修了生のサポート・支援に携わっていただきたいと思います。そして、そのようにして、有恒法曹会会員のとしての縦のつながりを一緒に紡ぎ続けていっていただきたいと思います。

法曹養成専攻の入学受入の方針(アドミッション・ポリシー)

入学にはまず、本学大学院法学研究科法曹養成専攻の厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力が求められる。すなわち、すべての入学者は、文章の正確な読解力、理論的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を備えていなければならない。さらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目について、すでに基礎的な学識を有していなければならない。

そのような学力に加えて、本専攻は、すべての入学者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求める。本専攻は、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神を持ち、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮することのできる法曹や、紛争当事者の苦悩を受け止めることのできる豊かな人間性を備え、法曹倫理に富み、公益的業務にも奉仕する法曹の養成を目指す。本専攻における教育を通して、そうした法曹になる資質を備えた者であるかどうかは、まず入学の時点において、審査されることになる。

さらに、本専攻は、学生層の多様性を確保することを重視する。人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようとする姿勢は、それぞれに異なる経験を有する学生が、真摯に語り合い、他者の経験を可能な限り共有する努力を共にすることを通して陶冶されると考えられるし、また、法を学ぶ場に多様な経験が持ち込まれることは、本専攻が目指すもう一つの目的である、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を有する法曹の養成にも資すると考えられるからである。

2023年度入試状況

1. 選抜状況

(1) 選抜状況 ()内は合格者数に対する実質倍率

出願区分	募集人員	出願者数	受験者数	合格者数
3年標準型	10名程度	77名(3.5)	52名(2.4)	22名
2年短縮型	20名程度	79名(4.2)	45名(2.4)	19名

注) 3年標準型と2年短縮型の両方に合格したのは2名です。

(2) 合格者の内訳 ()内は合格者内の比率(%)

出願区分	合格者	経歴別			
		法学部出身者	他学部出身者	社会人	他学部出身者で社会人
3年標準型	22名	18名(81.8)	4名(18.2)	7名(31.8)	1名(5.5)
2年短縮型	19名	18名(94.7)	1名(5.3)	5名(26.3)	1名(5.2)

2. 入学者

()内は入学者内の比率(%)

出願区分	合格者	経歴別			
		法学部出身者	他学部出身者	社会人	他学部出身者で社会人
3年標準型	17名	15名(88.2)	2名(11.8)	3名(17.6)	0名(0.0)
2年短縮型	10名	9名(90.0)	1名(10.0)	3名(30.0)	1名(10.0)

3. 出身大学

大阪市立大学 大阪府立大学 一橋大学 名古屋大学 神戸大学 香川大学 大分大学 中央大学 京都大学 同志社大学
立命館大学 関西大学 近畿大学 龍谷大学 神戸学院大学

※下記の概要は現時点での予定であり変更する場合があります。必ず募集要項で詳細をご確認ください。

●入学定員 30名(内訳: 3年標準型 10名程度、2年短縮型 20名程度)
※3年標準型及び2年短縮型の内訳は、あくまでも人数見込みであり、厳格な定員枠ではありません。

●出願資格(抜粋)

- ① 大学(短期大学を除く、以下同じ)を卒業した者及び2024年3月までに卒業見込みの者
- ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月までに修了見込みの者
- ③ 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2024年3月31日までに22歳に達する者
- ④ 2024年3月31日の時点で大学に3年以上在学することとなる者で、出願時に大学卒業に必要な単位を90単位以上修得しており、かつ、修得した単位のうち、「A」以上(100点満点で80点以上)の成績が60単位以上であるもの。ただし、上記各単位には、出願時に在学する大学に入る前に修得したものを含まない。

※大阪公立大学及び大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻を修了し、法務博士(専門職)の学位を有する者の出願は認めません。
なお、上記以外の出願資格については募集要項を参照してください。

●出願書類等

- | | |
|----|---|
| 必須 | ① 入学願書
② 大学卒業(見込)証明書/成績証明書/自己評価書/成績申告書など |
| 任意 | ① TOEFLやTOEIC等のスコアやその他の語学検定の合格証明書
② 公的資格を取得していることを証明する書類など |

※3年標準型と2年短縮型を併願する場合も、出願書類の提出は1部で結構です。

●選抜方法

本研究科が実施する選抜試験の成績、及び出願書類の内容を総合して行うその他の要素の評価により行います。
※入学試験の成績により、入学定員に満たない合格者数となることもあります。また、入学手続の結果、欠員が生じて、追加合格を行わないこともあります。

【選抜試験】

〔3年標準型〕小論文: 社会一般に関する題材についての論述式試験であり、一般的な論理的思考力・理論的な文章を書く能力を試すためのもの
〔2年短縮型〕憲法、民法、刑法・刑事訴訟法、商法(会社法、商法総則)、民事訴訟法
: 出題方式は論述式を基本とし、2日間で実施

【その他の要素】

社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動(ボランティア活動など)の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などを総合的に考慮します。

●日程	・募集要項配布 7月頃	・出願 10月中旬頃	・選抜試験 12月上旬頃	・合格発表 12月下旬頃
-----	----------------	---------------	-----------------	-----------------

【募集要項の請求方法】

- ① 本専攻のWebサイトから請求する場合及び直接窓口で受領する場合、資料請求のページでご確認ください。
<https://www.omu.ac.jp/lawschool/admissions/requirements/>
- ② 本学に郵送で請求する場合
- ③ テレメールで請求する場合

請求する封筒の表に「2024年度法科大学院学生募集要項請求」と「赤色」で記載し、裏には差出人の郵便番号・住所・氏名・電話番号を記載してください。返信用封筒(封筒の表に「ゆうメール」と「赤色」で記載のうえ、310円分の返信用切手を貼り、受取人の郵便番号・住所・氏名を明記した角形2号封筒: 24.0cm×33.2cm)を同封してください。

請求先: 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号
大阪公立大学 入試課

資料請求番号 750600

インターネットから

<https://telemail.jp>

QRコードからアクセスした場合は資料請求番号の入力は不要。

学費・奨学金等

学 費

学費は以下のとおりです。

入 学 料	納 付 区 分	「大阪府民及びその子」注	282,000円
		「その他の者」	382,000円
授 業 料		年間 804,000円	

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の金額が適用されます。

注 「大阪府民及びその子」は、次の対象者が所定の手続きを行い認定された場合に適用されます。

対象者：入学者本人もしくは入学者本人と同一戸籍にある父又は母が、入学日の1年以上前(2024年春入学者の場合、2023年4月1日以前)から引き続き大阪府内に住民票を有する者。日本国籍を有しない者も同一の要件です。

奨学金等

【特待生制度】

- 対象者・授業料減免額
成績上位優秀者を対象として授業料の全部又は一部を免除します。
- 選考方法・免除期間
(1) 半期ごとに対象学生を選考します。
(2) 免除期間は6か月間
在学中は選考の対象となりますので、成績によっては引き続いて免除を受けることも可能です。
(3) 初年度の前期に対象となる学生は、入学試験の成績で選考します。
次回以降は、直前の学期の学業成績により選考します。
なお、特待生制度による授業料減免に採用された場合は、本学が取扱う授業料減免とは、重複して受けることはできません。

【経済支援制度】

〈大阪府の支援〉大阪公立大学等授業料等支援制度

大阪府では、親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学を諦めることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の制度に府の独自制度を加え、授業料等の無償化(減免)を実施します。詳しくは、下記 Web サイトをご確認ください。

〈大阪府公式サイト 大阪公立大学・大阪公立大学高等等の授業料等支援制度〉

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/musyo/index.html>

※なお、各制度の申請等の詳細については、確定次第、改めて大阪公立大学の Web サイトにてご案内します。



大阪公立大学入試情報サイトはこちらから

<https://www.omu.ac.jp/admissions/g/>

新着情報は本専攻ウェブサイトから

説明会や入試概要等最新の情報を随時更新していきますので、こちらでご確認ください。

<https://www.omu.ac.jp/lawschool/about/>

【お問い合わせ先】

法曹養成専攻事務室

〒558-8585

大阪市住吉区杉本3-3-138

TEL. 06(6605)2301

FAX. 06(6605)2920



キャンパスマップ



杉本キャンパス

- 1号館
・URAセンター
・事務室
(施設課、社会連携課、研究支援課)
- 2号館
・都市健康・スポーツ研究センター
・複合先端研究機構
- 3号館
・法学部棟(事務室、資料室)
- 4号館
・生産技術センター
(ガラス工作部門(1階))
- 5号館
・文学部棟
- 6号館
・経済研究所棟
・ロースクール自習室
・都市経営研究科
・創造都市研究科
・人権問題研究センター
・証券研究センター
- 7号館
・都市研究プラザ
- 8号館
・田中記念館
・事務室
(ステークホルダー連携推進室)
- 9号館
・健康管理センター／メンタルヘルスセンター
- 10号館
・河海工学実験場
- 11号館
・学術情報総合センター
・杉本図書館
・大学史資料室
・事務室
(情報推進課、学術情報課)
- 12号館
・理学部棟
・数学研究所
- 13号館
・工学部棟
- 14号館
・生活科学部棟
- 15号館
・生産技術センター
(機械工作部門)
- 16号館
・生活科学部B棟
・心理臨床室
- 17号館
・基礎教育実験棟
- 18号館
・第1学生ホール
- 19号館
・第2学生ホール
- 20号館
・第3学生ホール
- 21号館
・スポーツハウス
- 22号館
・ゲストハウス
- 23号館
・インキュベータ
- 24号館
・高知記念館
・地域連携センター
・キャリア支援室
- 25号館
・学生サポートセンター
・事務室
(監査室、企画課、安全衛生課、教育推進課、学生課、入試課、広報課、大学計理担当、国際交流課、教務システム担当)
- 26号館
・共通研究棟
- 27号館
・人工光合成研究センター
- 28号館
・理系共通実験棟
- 29号館
・本部棟
・事務室(総務課)
- 30号館
・戦没学友の碑
- 31号館
・五代友厚像
- 32号館
・第1合同部屋